

都市計画法第43条建築許可申請書添付書類一覧表 (自己用住宅)

1	許可申請書	正・副 ＜別記様式第9(第34条関係)＞
2	申請手数料	取手市手数料条例による(10,000円)(敷地面積1,000㎡未満の場合)
3	委任状	第三者に手続を委任する場合 (押印を省略する場合は申請者の自署又は連絡先を記入)
4	自己用住宅を建築する理由書	勤務先の所在地・通勤方法・通勤時間、現在の住居の状況、現在の家族状況、建築する理由等
	現住居の状況が分かるもの ※必要に応じて、何れかを添付	土地・建物の登記事項証明書(登記していない場合は評価証明)
		位置図、配置図、平面図
		土地・建物賃貸借契約書の写し
家族の状況が分かるもの	世帯全員の住民票謄本	
5	申請地の登記事項証明書(土地・建築物)	申請受付日より3ヶ月以内
6	土地所有権等の取得状況 ※必要に応じて、何れかを添付	贈与契約書(印紙を貼る)の写し、贈与者の印鑑証明書 売買契約書(印紙を貼る)の写し、抵当権者の同意書等
7	添付図面等	図示事項については別紙「添付図書及び記載事項説明書」による
8	他法令の許可等	埋蔵文化財協議済書の写し
		水路占用許可書の写し(図面も含む)
		道路法第24条・第32条許可書の写し(図面も含む)
		農地転用許可申請書の写し又は許可書の写し
9	その他審査上必要と認める書類で指示のあったもの	

注) 土地・建物の登記事項証明書、公図の写し、戸籍全部事項証明書、住民票、評価証明、納税証明等は、3か月以内のものとしします。

注) 図面には作成した者の氏名の記載をお願いします。

注) 図面への明示すべき事項について、必要に応じて追記で記載をお願いする場合がございます。

【添付図書及び記載事項説明書】

図面の種類	縮尺	明示する事項	備考
1. 開発区域位置図	1/10000	方位、縮尺、申請地 開発区域に想定浸水深3m以上の範囲が含まれている場合は水害時緊急避難場所への避難経路、距離、移動時間（徒歩・車）	都市計画図を使用すること。 （HP上に有り）
2. 案内図	1/2500	方位、縮尺、申請地	都市計画図を使用すること。
3. 連たん図	1/2500	方位、縮尺、申請地、連たん対象建築物（住宅）の戸数、市街化区域と市街化調整区域を区域区分する線、敷地間距離が50mを超える場合はその距離	住宅地図を使用すること。 連たん戸数は住宅に番号を記入すること。
4. 公図の写し	1/600以上	方位、縮尺、申請地 公図の写しの転写場所、日付、転写者の氏名（公図の写しの証明書を添付する場合は記入不要）	開発区域を朱色等で囲み、申請地を明示すること。 申請日より3ヶ月以内のものを使用すること。
5. 現況図	1/100以上	開発区域境界、等高線（地盤高及び基準点）、開発区域及びその周辺の公共施設・工作物の位置・形状、道路幅員・種別・番号	土地利用計画図と兼用可
6. 地積測量図	1/100以上	開発区域境界	土地利用計画図と兼用可
7. 土地利用計画図	1/100以上	開発区域境界、公共施設の位置・形状（道路幅員・種別・番号）、予定建築物の敷地の形状・用途・最高の高さ・最高の軒の高さ・計画高・地盤高さの基準点（BM）、給水・排水施設の位置・形状、法面の位置・形状、擁壁の位置・種類	
8. 平面図	1/100以上	建築物の用途・構造・建築面積・延べ床面積	建築物求積表を添付すること。
9. 立面図	1/100以上	建築物の最高の高さ・最高の軒の高さ	
10. 造成計画平面図	1/100以上	開発区域境界、切土・盛土の部分、擁壁の位置・種類・高さ、法面の位置・形状	土地利用計画図と兼用可
11. 造成計画断面図	1/100以上	開発区域境界、切土・盛土をする前後の地盤面、計画高	土地利用計画図と兼用可
12. 汚水・雑排水施設計画図	1/100	公共下水道等経路、浄化槽の位置・人員算定式	土地利用計画図と兼用可 放流の場合は放流同意書等を添付すること。
13. 雨水排水施設計画図	1/100	雨水排水施設の位置・排水経路 市街化調整区域内の自己の居住の用又は自己の業務の用に供する建築物を目的とする場合は標準浸透樹の位置	土地利用計画図と兼用可 放流の場合は放流同意書等を添付すること。
14. 流量計算書		市街化調整区域内の自己の居住の用又は自己の業務の用に供する建築物を目的とする場合において標準浸透樹により処理する場合は計算不要	雨水の処理方法（貯留・浸透等）に応じた計算書を添付すること。 計算根拠（透水試験結果等）を添付すること。
15. その他記入すべき事項		敷地境界杭、がけの位置・高さ及び擁壁の位置・寸法	
16. 各種構造図	1/50	擁壁、浄化槽構造図、蒸発散槽構造図、浸透樹の構造図、フェンス等	

注) 添付図書及び各図面への明示すべき事項は、計画内容により追加となる場合がございます。